

農地貸借契約書

貸人及び借人は、農地法及び農業経営基盤強化促進法の趣旨に則り、この契約書の定めるところにより貸借契約を締結する。この契約書は2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を農業委員会に提出する。

令和 年 月 日

(住所)

貸人 (土地所有者。以下「甲」という。)

(住所)

借人 (以下「乙」という。)

代表

1. 貸借の目的

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して別表に記載する土地を貸し付ける。

2. 貸借の期間、解除について

利用権認定日より 年 年間とし以後更新を前提に貸借契約を行う。なお、返却を求める場合は資材などの契約があることからそれに影響しない期間前に返却要請を行うことで調整する。収穫物が毛上にあるときは、その収穫期が経過後の返却とし話し合いで決定することによる。

3. 修繕及び改良

- ・ 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法の定めるところによる。
- ・ 使用期間における目的物の修繕は乙が行う事とする。
(使用期間とは乙が使用開始してから返却までであり表作が終わったことではないので注意。)
- ・ 改良を乙が甲に求める場合は事前協議し許可を求める事とする。
- ・ 乙が甲の負担に属する必要費を支出した時は、費用償還請求をすることができる。

4. 契約の解除、変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ農業委員会に通知しなければならない。

甲は乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、貸借契約を解除するものとする。

